

吹田民主商工会 いんぷお め〜しょん

10月の相談活動について

地震・台風などの被害に関わる相談はまだ続いています。被災に対する修繕が年度内に完了できない場合の税制上の特例、台風による飛散物による賠償などがありました。街の様子はまだまだブルーシートなどを散見します。大阪府に対して災害復旧のための補助金の充実など求めていく必要があります。

今年も税務署から中小企業庁が行っている消費税の転嫁アンケートが届き、10月末から11月初旬で問い合わせがありました。国会で中小業者が消費税を親会社に転嫁させてもらえないとの声を取り上げられた成果ですが、税務署から届くこともあって慌てる方も多くいます。任意ですの必要がなければ回答しなくても大丈夫です。

あと今年も残り2か月となりました。記帳はいかがでしたようか。従業員さんがいる方には年末調整の書類が届いていますか。しつかり準備を進めていきましょう。民商でも学習会を準備していますので、ぜひご参加ください。

10月の相談件数					
経営	許認可	2	労働保険		6
	その他	1	生活	その他	2
税金	記帳	10	社会保障	国保	7
	自主申告	1		社会保険	1
	滞納	1		医療	2
	源泉	1		年金	2
	調査	2	共済	給付	16
	その他	8	その他		7
	合計				
労働保険			共済会		
雇用保険	資格喪失	1	給付	入院	11
	新規委託	2		安静加療	3
事業所	委託解除	1		結婚	1
	個別加入	1		長寿	1
	その他届出	1	死亡	1	

伝言板

● 無料法律相談(要予約)

11月15日(木) 昼1時 民商会館

● 核兵器なき世界へ 映画とトークのついで

12月1日(土) 昼1時30分〜夜8時
エルおおさかホール 参加協力券 1千円

長時間ですが、参加できる時間帯で自由に(ご)参加下さい。

● 吹田革新懇 政治を語るついで

12月3日(月) 夜7時 千里市民センター大ホール
「オール沖縄」が切り拓く「新時代沖縄」

講師 前泊 博盛さん(沖縄国際大学・大学院教授)

資料代 500円

お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民と市民と！

国民年金保険料が払えない時は 減免申請を！

国民年金は、老後に支給されるだけでなく、不慮の事故や病気などによって死亡や障がい者となった場合に遺族基礎年金や障がい年金が支給されます。しかし、保険料を納めていないと支給されなくなります。減免が承認されていれば保険料は納付されたものとして支給対象になります。最近では保険料の未納者に対して年金機構は差し押さえも含め強行に徴収を行っています。保険料の負担が大変なときには、減免を申請しましょう。

保険料の減免制度の基準は

① 全額免除

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること
(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円

② 4分の3免除

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること
78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

③ 半額免除

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること
118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

④ 4分の1免除

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること
158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

※以上の基準は本人・配偶者・世帯主の合計所得で判断します。

※全額免除以外は、減額された保険料を支払わなければなりません。

免除の所得の目安		
	40歳以上の夫婦・子2人	40歳以上の夫婦
全額免除	1,620,000円以下	920,000円以下
4分の3免除	2,140,000円以下	1,440,000円以下
2分の1免除	2,600,000円以下	1,900,000円以下
4分の1免除	3,050,000円以下	2,350,000円以下

年金の支給額は

老齢基礎年金	
・40年納付した場合	779,300円
・40年全額免除となった場合(国庫負担2分の1で算出した場合)	389,700円
障がい基礎年金	
1級	974,125円
2級	779,300円
遺族基礎年金	
子(1人)がある配偶者	1,003,600円

吹田市川園町20-1
TEL (06) 6383-2211
FAX (06) 6382-8190
http://www.suita-minshou.com
suita-ms@jasmine.ocn.ne.jp

毎週木曜日の
昼2時・夜7時
なんでも相談会